平成２２年（フ）第２２１６号
愛知県日進市赤池５丁目2004番地　メゾンデュオ赤池Ⅱ棟101
債務者　近藤眞佐子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３５２号
名古屋市熱田区二番２丁目25番４―201号二番荘
債務者　宮原　　徳
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５５８号
兵庫県朝来市生野町口銀谷2445―５、住民票上の住所神戸市東灘区向洋町中７丁目１番地の５　ウエストコート11番街212号
債務者　谷口　　節
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５５９号
兵庫県朝来市生野町口銀谷2445―５、住民票上の住所神戸市東灘区向洋町中７丁目１番地の５　ウエストコート11番街212号
債務者　谷口万由子
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５６２号
兵庫県姫路市青山西２丁目22番地22　第一青山ハイツＣ―４号、住民票上の住所兵庫県相生市垣内町５番５号
債務者　中溝　慶一
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５６４号
兵庫県姫路市家島町真浦126番地
債務者　福山　利江
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１７７号
北海道苫小牧市明野新町６丁目14番11号
債務者　吉田　純一
1　決定年月日時　平成22年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第４９２号
仙台市青葉区北山１丁目23番11号　エーデルハイツ202
債務者　仁平　忠彦
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８６９号
仙台市青葉区吉成１丁目10番１―202号
債務者　村上　敬也
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０３９号
仙台市青葉区宮町５丁目６番20―305号
債務者　八巻　良一
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６６号
秋田県大館市山館字沢口51番地
債務者　藤原　直樹
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第２０１号
茨城県筑西市栗島309番地
債務者　宮本　雄二
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２０２号
茨城県常総市新井木町380番地１
債務者　石川　貴子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２１５号
茨城県常総市水海道高野町2404番地２
債務者　吉江　一夫
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２２５号
茨城県古河市横山町１丁目14番30号
債務者　伊藤砂緒里
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２３１号
茨城県常総市豊岡町乙1192番地10　キュアパレス205
債務者　冨田　哲男
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２４５号
茨城県常総市中妻町962番地　フォレストⅡ番館102
債務者　千葉富美江
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部